

生徒心得

1 学校生活全般について

- (1) 特別に許可のない限り、8:00以降に登校し、21:20までに下校すること。1部、2部の生徒で3部に授業が無い場合は、17:45までに下校すること。
- (2) 登校後は1日の授業が全て終わるまで、無断で外出はできない。ただし、自部以外の時間の外出は認める。
- (3) 授業を大切にし、遅刻、欠席、早退をしないようにすること。
- (4) 学校行事、ホームルーム活動、生徒会活動、部活動には積極的に参加すること。
- (5) 委員会活動や清掃など、割り当てられた各自の分担は責任をもって行うこと。優先順位は委員会活動→ホームルーム活動→部活動の順。
- (6) 指定された場所以外は立ち入らないこと。
- (7) 教職員や先輩・友人同士へのあいさつはもとより、地域の方々や来校者に対してもあいさつを大切にすること。

2 授業を受けるにあたって

- (1) 授業中は静かにし、私語をしたり、騒いだりしないこと。
- (2) 授業中は勝手に立ち歩かないこと。

- (3) 決められた席に座ること。
- (4) 授業中は携帯機器類を出さないこと。電源を切るかマナーモードにしてカバン等にしまうこと。
- (5) 授業に関係のない物はカバン等の中にしまうこと。
- (6) ガム等を口に入れて授業を受けたり、飲食物を机上に出して授業を受けたりしないこと。
- (7) 手袋、帽子、マフラー、コート類等を身に付けたままで授業を受けないこと。
- (8) 授業の妨害をしないこと。

3 学校施設・設備の使用について

- (1) 校舎や教室はきれいに使用し、汚さないこと。
- (2) 学校の施設・設備を誤って破損したときには、直ちに担当教員を通じて生活指導部に申し出ること。故意もしくは意図的であった場合は弁償とする。
- (3) 指定された場所以外は靴を履き替えなくてもよい。
- (4) 飲食は、指定された場所で行うこと。
- (5) ゴミは分別してゴミ箱に捨てること。
- (6) 日々の清掃、美化デーの清掃活動を通して、校内美化に努めること。
- (7) 校舎、教室の使用については、使用規定に従うこと。

4 所持品について

- (1) 生徒は生徒証を常に携行すること。また、紛失した場合は速やかに申し出ること。
- (2) 学習に不必要な物は持ち込まないこと。特に、貴重品の管理には十分注意すること。
- (3) 盗難の被害にあったり、物品を紛失・拾得時には直ちに生活指導部へ届け出ること。

5 登下校について

- (1) 自転車通学を希望する者は、毎年所定の手続きにより許可を得ること。
- (2) 自転車は、所定の駐輪場に駐輪すること。
- (3) 登下校時は、安全に注意し、法令およびマナーを守ること。
- (4) バイク・自動車での通学はしないこと。(成人者も含む)

6 制服について

- (1) 登下校時および校内では学校指定の制服を着用すること。
- (2) 学校指定の制服とは以下のものをいう。

〈女子〉 ブレザー スカート (ズボン) リボン (ネクタイ) 白Yシャツ 指定セーター 指定ベスト	〈男子〉 ブレザー、ズボン ネクタイ 白Yシャツ 指定セーター 指定ベスト
--	--

- (3) 指定セーター・指定ベストでの登下校を認める。ただし、冬服期間においてはブレザーを着用し、登下校すること。
- (4) 寒い時期には、ブレザーの下に指定のベストおよびセーターを着用する。
- (5) スカートは購入時の長さを保つこと。ズボンは、裾をまくりあげたり、ウエスト位置を下げたりしてはかないこと。
- (6) 靴下は、黒・紺・灰・白の無地のクルーソックス (くるぶしの隠れるもの) または、ハイソックスとする。タイツは黒の無地とする。(ソックスやウォーマー等の重ね履きは不可)
- (7) 夏服の着用期間は6月1日～9月30日とするが、前後何日かの移行期間を設ける場合がある。
- (8) 冬服期間のオーバーコートは、必ず制服ブレザーの上から着用し、色は・黒・紺・グレーに限り華美でなく通学にふさわしいものとする。
- (9) 靴は皮靴やスニーカー等、制服とのバランスを考え、通学にふさわしいものとする。

7 頭髪・装飾品・化粧について

- (1) 頭髪については、染色・脱色・パーマ等手を加えないこと。また、奇抜な髪型をしないこと。
- (2) 装飾品 (ピアス・ピアスふさぎ・ネックレス)

ス・指輪・ブレスレット等) はつけないこと。
また髪の毛への装飾品は、華美なものはないこと。

- (3) 化粧はしないこと。(カラーおよびディファインのコンタクトを含む) 度入りのカラーコンタクトをつくらないこと。
- (4) 度重なる注意をしても改善しない場合は特別指導になることもある。

8 特別指導について

- (1) 法令に触れる行為は、学校の内外を問わず絶対にしてはならない。

(例) 飲酒、喫煙、恐喝、いじめ、暴力、窃盗、万引き、薬物乱用等

これらの行為をした場合には、特別指導等を受けることになる。また、行為に加担・同席した者も同様である。

- (2) 更に次に掲げる項目も同様である。
 - ・インターネット等を通じて学校や他人を誹謗・中傷すること。
 - ・バイク・自動車通学 (成人者も禁止)
 - ・集団での威圧行為
 - ・テスト等での不正行為
 - ・私的カンパ行為
 - ・公共物の破損
 - ・授業妨害、指導無視
 - ・成人者の校内、登下校時の飲酒・喫煙

- ・喫煙具所持 (類する物)
- ・その他、他人や社会の迷惑となる行為

9 その他

- (1) 必要があれば、年度内でも生徒心得を追加する。

自転車通学について

自宅から学校まで自転車での通学を希望する際は、事前に自転車通学許可を申請し、許可証の発行手続きをとる。発行された許可証は、自転車後部の見える場所に貼る。許可証のない自転車で登校することはできない。

1 自転車通学をするには

「申請用紙」に必要事項を記入し申請する。その後「許可証」が発行されてから自転車通学を認める。

2 自転車許可証を発行してもらうためには

- (1) 自宅から学校までの距離が、原則として1.5km以上であること。
- (2) 販売店等で自転車の安全点検を受けること。
- (3) 必ず自転車保険に加入しておくこと。

3 許可証発行後の注意

- (1) 許可証の再発行 (自転車が変わる場合・許可証の紛失等) は、その理由を申し出て、所定の届け出方法に従って行うこと。
- (2) 自転車通学を取りやめる場合には、速やか